

市民のみなさまへ
支援情報 8

平成16年11月26日

災害対策本部 62-1700

1. 被災者生活再建支援に関する相談・受付を延長します。

今回の震災により住宅に「半壊」以上の被害を受けられた方を対象に行っている「被災者生活再建に関する相談・受付」を下記により場所を変更して延長します。

半壊以上の被害にあった方には、既に市税務課から認定内容を郵便で通知しております。

通知を受けられた方で未だ支援に関する相談窓口においでになっていない方は、窓口までおいでいただきますよう再度ご案内いたします。

なお、住宅の応急修理支援については、12月末までに工事が完了しないと支援の対象にならない場合がありますのでご注意ください。

● 開設場所 市役所1階特設窓口(市民生活課隣)

● 開催日時 11月22日から当分の間 午前8時30分～午後5時15分まで

● 持参するもの 印鑑

※11月中は土曜、日曜、祭日も休まず開設し、その後は来場者数を考慮し検討します。

問合せ:相談窓口 電話62-1700 内線160

2. 仮設住宅の追加申込みを受付けます。

震災被災者のために建設中の仮設住宅に若干の空きがあり、追加申込みを受付けます。

入居資格は、震災により家屋に被害を受け、居住することが困難な方で、3ヶ月以上2年以内仮設住宅に入居可能な方です。

入居を希望される方は、市役所2階建設課までお申込みください。

● 仮設住宅建設地 市内新幸町(県営産業団地内) 市内月見台2丁目

問合せ:建設課 電話62-1700 内線246

3. 無料法律相談会を開催します。

○新潟県弁護士会

新潟県弁護士会では下記により現地無料法律相談会及び無料電話法律相談を開催します。

● 現地無料法律相談会

相談開催地	長岡市役所
日付	平成16年11月21日(日)、11月28日(日)、12月5日(日)、12月12日(日)、 12月19日(日)、12月26日(日)
時間	午後1時～4時
相談内容	家屋の倒壊・破損による被害・加害、家屋倒壊の危険に対する対応、欠陥住宅 ゴミの処分、電柱の倒壊、墓石の倒壊・破損、借家の賃料・補修・解約、借地上 の建物の倒壊・地盤沈下、地滑り、震災に伴う借入金の返済不能、住宅修理の公 的援助、破産者の金銭借り入れ、税金、震災に付け込む高利貸し付け、災害保険 等震災に関連してお困りになっている一切の事項

相談方法	弁護士による面接
問い合わせ	025-222-3765（県弁護士会）

●無料電話法律相談

新潟県弁護士会地震対策本部では、11月8日以降、毎日、無料電話法律相談を実施しています。

時 間	午後1時～午後4時 毎日(土日祭日も可)
電話番号	025-228-8911(震災用特別電話)

○新潟県司法書士会

新潟県司法書士会では、中越地震による被災者の方々を対象に、生活上のトラブルについて、面談による無料法律相談を行います。下記相談例のような地震に伴う悩みに対して法律専門家の立場からアドバイスします。専門家の話を聞くことが問題解決の糸口になることも多く、ささいなことでも構いませんので、お越しください。

「司法書士による無料法律相談」	
開催日時	12月4日(土)～5日(日) 午前10時～午後4時
会 場	見附市役所1階ロビー ※直接会場にお越しください

相談例) ・ 損壊したアパートの家賃や敷金の問題

- ・ 隣の家の石垣が崩れてきたが、片づけてくれない
- ・ 地震の影響で会社が倒産し、住宅ローンや借金の返済が難しい
- ・ 地震により土地の境界がわからなくなった
- ・ 土地の権利書をゴミと一緒に捨ててしまった ・ 倒壊した建物の処分費用の問題

4. 受験勉強に図書館をご利用ください

学習コーナーは、午前10時から午後9時まで毎日、休館日も利用できます。ただし、ご利用は中学生以上(座席指定制)です。震災で思うように学習スペースの取れない方、静かな環境をご利用ください。

問合せ: 図書館 電話62-3759

5. 市内公共施設のご利用について

このたびの中越地震による家屋の全半壊等により、仮設住宅への入居待ちや住宅の修理のために、24日午後8時現在で、60人余りの方々が避難所での生活を余儀なくされております。

また、600世帯以上の方々に対する生活再建支援業務や市内公共施設の災害復旧事業のために、現在多くの職員が震災復興支援業務に携わっております。

このため、しばらくの間、公共施設の利用等に支障が生ずることとなりますが、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。